

埼玉県医療安全支援センター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県医療安全支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関し必要な事項を定め、医療に関する患者・家族等の相談・苦情に対応し、医療機関に対する助言、情報提供及び研修、患者・家族等に対する助言及び情報提供を行うことにより、患者・家族等の医療に対する信頼を確保し、患者本位の医療を推進することを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 センターは、保健医療部医療整備課内及び県が設置する保健所内に設けるものとし、その名称は埼玉県医療安全相談窓口とする。

(業務内容)

第3条 センターは、以下の業務を行う。

- (1) 医療に関する相談・苦情への対応及び相談者・県内医療機関等への助言
- (2) 相談に関する事例の収集及び分析
- (3) 医療安全相談業務対応マニュアルの作成及び改正
- (4) 医療の安全に関する必要な情報の提供
- (5) 県内医療機関に対する医療の安全に関する研修の実施
- (6) その他県内医療の安全確保のための必要な支援

(医療安全推進協議会)

第4条 センター(各保健所内に設置するセンターを除く。)に医療安全推進協議会を設置する。

(保健所設置市との連携)

第5条 センターの業務を行うにあたって、各保健所設置市との連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。